令和６年度 那覇市国保特定保健指導業務委託 企画提案書

「令和６年度 那覇市国保特定保健指導業務委託　那覇市国保健康診査後の保健指導業務委託 募集要項」等に基づき、企画提案書を提出します。

那覇市長　宛

**１　基本項目**

|  |  |
| --- | --- |
| 提出日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 事業者名 |  |
| 代表者名（契約書と同じ） |  |
| 特定保健指導機関番号（注１） |  |
| 保健指導統括者氏名（職種も明記） |  |
| 担当者連絡先 | 電話　　　　　　　　　FAX  メール |

注１：社会保険診療報酬支払基金の登録番号を記載。申請中の場合は、その旨記載。

**２　企画提案書**（あてはまる所に○印又は記入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | | 内　容（別紙でも可） |
| 特定健診部門と特定保健指導部門との連携体制 | 健診機関で階層化（特定保健指導）できるか、または特定保健指導対象者への利用勧奨が効果的に行えるか。 | ①階層化が  できない　　・　　できる  ②利用勧奨が効果的に  行えない  行える（内容：　　　　　　　　　　　　　） |
| 特定保健指導実施体制 | ①特定保健指導に従事する人員構成  ※看護師は、一定の保健指導の実務経験がある者に限る | ●初回面接と実績評価の実施者（注２）  医　　　師：常勤　　　人　、　非常勤　　　人  保　健　師：常勤　　　人　、　非常勤　　　人  管理栄養士：常勤　　　人　、　非常勤　　　人  看　護　師：常勤　　　人　、　非常勤　　　人  ●継続的支援プログラムの実施者  職種（　　　　　　）　　　人 |
| ②保健指導実施者の人材育成や特定保健指導に関する研修を実施しているか。 | なし  あり（内容　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ③利用者に対する相談窓口の設置（注３） | なし  あり（内容：　　　　　　　　　　　　　　） |

注２：非常勤とは、常勤以外のパート、契約職員等すべてを含む。

注３：利用者からの特定保健指導の予約や指導日の変更、指導に関する問い合わせにスムーズに対応できるよう窓口や担当者を設置しているか。

（前頁より続き）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　容（別紙でも可） |
| 1. 令和５年度特定健康診査受診者へ提供できるプログラム内容（基本的なプログラムを記載）   ※３か月以上の継続的支援は、令和５年度特定健康診査受診者はポイント制に基づき、支援Aのみで180ポイント以上、または支援A（最低160ポイント以上）と支援Bの合計で180ポイント以上の支援を実施するものとする。 | **動機付け支援**（支援形態と内容）  初回面接～実績評価まで実施  ・初回面接：　個別面接　　・　グループ支援  ・実績評価：面接、通信（電子メール・電話・FAX・手紙） |
| **積極的支援**（支援形態、ポイント、内容）  初回面接～継続的支援・実績評価まで実施  ・初回面接：　個別面接　　・　グループ支援  ・継続的支援  ＜支援A＞  個別面接（　　　　　分）（　　　ポイント）  グループ（　　　　　分）（　　　ポイント）  通信（　　　　　　　分）（　　　ポイント）  　　　　　　　　　支援Aの計　　　　ポイント  ＜支援B＞  個別面接（　　　　　分）（　　　ポイント）  グループ（　　　　　分）（　　　ポイント）  通信（　　　　　　　分）（　　　ポイント）  　　　　　　　　　支援Bの計　　　　ポイント  ・実績評価：面接、通信（電子メール・電話・FAX・手紙） |
| 1. 令和６年度特定健康診査受診者へ提供できるプログラム内容（基本的なプログラムを記載）   ※３か月以上の継続的支援は、令和６年度特定健康診査受診者はアウトカム評価とプロセス評価を合計し、180ポイント以上の支援を実施するものとする。 | **動機付け支援**（支援形態と内容）  初回面接～実績評価まで実施  ・初回面接：　個別面接　　・　グループ支援  ・実績評価：面接、通信（電子メール・電話・FAX・手紙）  **積極的支援** 施設内で対応可能な評価方法と各支援について、以下の表に〇をつけてください。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | アウトカム評価 | ２ｃｍ・２ｋｇ | 180p |  | | １ｃｍ・１ｋｇ | 20p |  | | 食習慣の改善 | 20p |  | | 運動習慣の改善 | 20p |  | | 喫煙習慣の改善（禁煙） | 30p |  | | 休養習慣の改善 | 20p |  | | その他の生活習慣の改善 | 20p |  | | プロセス評価 | 個別支援 １回あたり（最低10分以上） | 70p |  | | 電話支援　１回あたり（最低５分以上） | 30p |  | | 電子メール・チャット等支援  １往復あたり | 30p |  | | 健診当日の初回面接 | 20p |  | | 健診後１週間以内の初回面接 | 10p |  | |

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 初回面談実施率向上に向けた工夫や行動変容を促す保健指導の工夫 | 初回面談実施率向上に向けた工夫 |
| 行動変容を促す効果的な保健指導の工夫 |
| 1. 中途脱落者の防止策 |  |
| 1. 安全管理体制 | 事故を防ぐための配慮 |
| 事故発生時の対応 |
| 1. 特定保健指導の実績 | 特定保健指導の実績または生活習慣病に関する保健指導の実績 |

※上記事項は、健康診査後（20～30代）の特定保健指導業務に関しても準用するものとする。